

## 議案第 5 号

我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

防火対象物の利用者の安全性判断に資するため、消防用設備等に法令違反がある場合に違反内容等を公表する制度を新設するため提案するものです。

我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例

我孫子市火災予防条例（昭和37年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第47条 略 <u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u>	第47条 略
<u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u>	
<u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u>	
<u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。